

低入札価格調査制度の実施に関する事務処理細則の一部改正に係る新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">低入札価格調査制度の実施に関する事務処理細則</p> <p style="text-align: center;">〔平成 15 年 1 月 28 日 総 務 第 1 1 0 1 号〕</p> <p>〔沿革〕平成12年1月18日建振第228号制定、平成15年1月28日総務第1101号全部改正、平成16年3月29日付け総務第1300号一部改正、平成16年7月8日付け総務第268-2号一部改正、平成17年8月25日付け総務第513-2号一部改正、平成18年3月24日付け総務第1125号一部改正、平成19年6月21日付け総務第306号一部改正、平成21年1月19日付け総務第929号一部改正、平成21年3月30日付け総務第1252号一部改正、平成21年10月30日付け総務第720号一部改正、平成22年3月15日付け総務第1183号一部改正、平成23年3月25日付け総務第428号一部改正、平成24年2月16日付け総務第261号一部改正、平成31年3月28日付け総務第236号一部改正</p> <p>1～5〔略〕</p> <p>6 現場代理人と主任技術者（監理技術者）の兼務について 調査基準価格に満たない価格をもって入札した者と契約する場合には、現場代理人と主任技術者（監理技術者）の兼務は認めないこととしていることから、入札参加資格の審査時に確認するものとする。</p> <p>7 配置技術者の増員について 予定価格が1億円以上の工事で調査基準価格に満たない価格をもって入札した者と契約する場合には、<u>配置技術者の増員を求める</u>こととしていることから、入札参加資格の審査時に確認するものとする。また、契約書別記第10条に基づく現場代理人等通知書により、増員配置技術者の氏名その他必要な事項について資格免許等の写しを添えて工事所管課長等に提出させるものとする。</p> <p>なお、増員配置技術者は、適正な施工と品質確保の徹底のため、施工中、主任（<u>監理</u>）技術者を補助し、主任（<u>監理</u>）技術者と同様に施工計画の作成、工程管理、品質管理その他技術上の管理、指導監督等の職務を行うものとしているが、当分の間、工事実績情報システム(CORINS)に基づく「工事カルテ」には、担当技術者として登録するものとして取り扱うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">低入札価格調査制度の実施に関する事務処理細則</p> <p style="text-align: center;">〔平成 15 年 1 月 28 日 総 務 第 1 1 0 1 号〕</p> <p>〔沿革〕平成12年1月18日建振第228号制定、平成15年1月28日総務第1101号全部改正、平成16年3月29日付け総務第1300号一部改正、平成16年7月8日付け総務第268-2号一部改正、平成17年8月25日付け総務第513-2号一部改正、平成18年3月24日付け総務第1125号一部改正、平成19年6月21日付け総務第306号一部改正、平成21年1月19日付け総務第929号一部改正、平成21年3月30日付け総務第1252号一部改正、平成21年10月30日付け総務第720号一部改正、平成22年3月15日付け総務第1183号一部改正、平成23年3月25日付け総務第428号一部改正、平成24年2月16日付け総務第261号一部改正、平成31年3月28日付け総務第236号一部改正、<u>令和2年3月17日付け総務第282号一部改正</u></p> <p>1～5〔略〕</p> <p>6 現場代理人と主任技術者（監理技術者）<u>及び専任補助者</u>の兼務について 調査基準価格に満たない価格をもって入札した者と契約する場合には、現場代理人と主任技術者（監理技術者）<u>及び専任補助者</u>の兼務は認めないこととしていることから、入札参加資格の審査時に確認するものとする。</p> <p>7 配置技術者の増員について 予定価格が1億円以上の工事で調査基準価格に満たない価格をもって入札した者と契約する場合には、<u>主任技術者（監理技術者）とは別に、公告に明示した入札参加資格要件（工事経験を除く。）を満たす技術者（以下「増員配置技術者」という。）を、専任で現場に配置する（増員配置技術者が現場代理人及び専任補助者を兼務することは認めない）</u>こととしていることから、入札参加資格の審査時に確認するものとする。また、契約書別記第10条に基づく現場代理人等通知書により、増員配置技術者の氏名その他必要な事項について資格免許等の写しを添えて工事所管課長等に提出させるものとする。</p> <p>なお、増員配置技術者は、適正な施工と品質確保の徹底のため、施工中、主任技術者（<u>監理技術者</u>）を補助し、主任技術者（<u>監理技術者</u>）と同様に施工計画の作成、工程管理、品質管理その他技術上の管理、指導監督等の職務を行うものとしているが、当分の間、工事実績情報システム(CORINS)に基づく「工事カルテ」には、担当技術者として登録するものとして取り扱うものとする。</p>
改 正 理 由	<p>1 総合評価落札方式の見直しに伴う改正（専任補助者の追記）</p> <p>2 その他所要の整備</p>